

答申書

平成28年度

豊田市国民健康保険運営協議会



平成 28 年 12 月 22 日

豊田市長
太田 稔彦 様

豊田市国民健康保険運営協議会
会長 柿島 喜重



豊田市国民健康保険税について（答申）

平成 28 年 7 月 21 日に貴職から諮問を受けた標記のことについて、平成 28 年 7 月 21 日、11 月 10 日及び 12 月 22 日の 3 回にわたり、慎重に審議した結果、下記のとおり答申いたします。

記

平成 29 年度の豊田市国民健康保険税率については据え置きとすることが適当である。

第1 審議経過

当協議会は、平成28年7月21日に貴職から平成29年度以降の豊田市国民健康保険税率（以下、「保険税率」という。）について意見を求められた。

（1）背景

国民健康保険の一般被保険者における平成29年度の歳出必要額を試算したところ、医療分、後期支援分、介護分の合計額で310.8億円が見込まれる。

次に公費などからの財源である前期高齢者交付金及び国県負担分で見込まれる199.9億円を控除すると、保険税で確保が必要な額は110.9億円となる。

しかし、現行の保険税率で確保できる見込額は96.8億円となり、約14億円の不足が生じる見込みである。

また、平成27年5月27日に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、平成30年度から財政運営の責任主体が都道府県となり、管内市町村から集める国保事業費納付金などをもとに運営するしくみに変わる。（以下、「国保の都道府県単位化」という。）

（2）内容

国民健康保険特別会計の独立性から、不足分は保険税で賄うことがまずは基本である。しかし、国民健康保険は国民皆保険の最後の砦であり、セーフティーネットとしての役割を持つことも考慮する必要がある。また、現在の被保険者の保険税負担は、所得に対して約10%に近い負担となっており、厳しい状況にある。

そのほか、今回の保険税率の見直し検討にあたっては、国保の都道府県単位化の影響として次の3点を考慮する必要がある。

- ア 国民健康保険事業財政調整基金（以下、「基金」という。）は、今までの適正保有額の考え方である突発的な保険給付費に備える必要がなくなる。
- イ 法定外一般会計繰入金は、國の方針により、市町村条例により保険税減免に充てるもの及び子ども医療など市町村の施策で実施する福祉医療波及増分などに分類される目的以外は、できる限り解消に向けた努力が必要になる。
- ウ 国保事業費納付金は、現時点において、県による試算がされておらず、金額が明らかになっていない。また、国保事業費納付金制度導入による保険税率の激変緩和措置についても不透明な状況であるため、保険税率を見直す判断が難しい状況にある。

第2 答申内容

1 平成29年度保険税率

これらを踏まえて、国保の都道府県単位化の影響がなければ、本来、保険税率を上げるところであるが、現時点でその影響が不透明なため、平成29年度は据え置きとすることが適当とした。

なお、不足額の約14億円の確保については、一般会計から決算補填目的以外（保険税減免分、福祉医療波及分）とされる約2億円を繰り入れ、次に基金は

国保事業費納付金決定後の保険税率の急激的な上昇に備えて保有しておく必要があるため、従来と同額の7億円を繰入れ、不足する約5億円は、セーフティーネットの考え方と公費投入基準に従い、一般会計からの繰入れにより賄うこととする。

※一般会計からの公費投入基準（平成23年10月31日答申）

被保険者の負担に帰すべきではないと考えられる普通調整交付金不交付分、福祉医療波及分、葬祭費・出産育児一時金分、国民健康保険税減免分の合計金額を公費投入の目安とする。

2 基金保有の考え方

今後は、突発的な保険給付費に備える必要がなくなるため、不足分をすべて基金で賄うという考え方もあるが、国保事業費納付金が明らかになった後に設定する保険税率の急激的な上昇や予期せぬ収入減による事業費納付金の支払いが困難となる場合に対応する必要がある。引き続き、繰越金の一部や利子を積み立てることが想定されるが、保有の考え方方は、愛知県国保運営方針が明らかとなつてから再検討することが適当である。

3 法定外の一般会計からの公費投入基準についての考え方

法定外の一般会計からの公費投入は、国民皆保険の最後の砦としてのセーフティーネットの役割や国保事業費納付金を県に納めるために設定する保険税率の急激的な上昇への考慮は必要なものの、國の方針に基づき、できるだけ解消に努める必要がある。したがって、平成23年10月31日答申の公費投入基準は平成29年度までとすることが適当である。

4 保険税率の見直し時期の考え方

平成23年10月31日答申により、「保険税率の設定は、少なくとも、公共料金の見直しの年（4年に1度）とその中間年に見直しについて検討する」としたが、国保の都道府県単位化の影響を見据えて、改めて平成29年度に平成30年度の保険税率の見直し検討を行い、それ以降の保険税率の見直し時期については、平成29年度に再度検討を行うことが適当である。

第3 その他付帯意見

次の2点をその他付帯意見として申し添える。

- 1 一般会計からの繰入れは、被用者保険の被保険者の立場からは、健康保険料や市税との二重負担になるとの意見があることを考慮する必要がある。
- 2 国民健康保険特別会計健全化に向け、歳入面では国民健康保険税の収納率向上のために積極的な滞納削減策の実施、歳出面では保険給付費抑制に向け、特定健診受診率や特定保健指導率の向上、かかりつけ医・薬局等の推進、ジェネリック医薬品の利用促進、健康づくりに向けてより一層の強化が必要である。

